

第26回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年2月5日(木) 午後1時30分から午後5時12分
2. 開催場所 糸島市役所二丈庁舎 議場
3. 出席委員(28人)

会長	1番	藤井重登
会長職務代理者	2番	内野敏一
副会長	3番	井手均
委員	4番	鳥巢幸子
	5番	三坂洋子
	6番	坂木完治
	7番	小金丸義文
	8番	永田春喜
	9番	田中康太
	10番	泊成一
	11番	西原芳幸
	12番	松崎治磨
	13番	田原耕一
	14番	高橋達也
	15番	吉原英機
	16番	三島常美
	17番	平野利延
	18番	井上和雄
	19番	高武孝充
	20番	波多江龍志
	21番	田中隆秋
	22番	増田耕一郎
	23番	田中善久
	24番	藤嶋政秀
	25番	林正敏
	26番	平野武美
	27番	岩崎和幸
	28番	白水廣一

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

議案第205号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第206号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第207号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第208号 非農地証明願について
議案第209号 あっせん譲受等候補者名簿登録申出について
議案第210号 農地移動適正化あっせん申出（譲渡・取得）について
議案第211号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
議案第212号 糸島市農用地利用集積計画の承認について
議案第213号 農地改良届事務処理要領の改正について

その他

- 1) あっせん申出取り下げについて（報告）
- 2) 新規就農者ヒアリング資料
- 3) 農地対策委員会A班報告について
- 4) 農政対策委員会報告について

6. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	友	池	康	英
農	地	係	長	田	中	敏	彦
主			査	林		往	貫
主			査	島	田	哲	哉

事務局

内野職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

引き続き、内野職務代理者の音頭で農業委員憲章の唱和を行います。

職務代理者

皆さんこんにちは。ただいまより第26回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は小金丸委員がおくれて出席するとの連絡を受けております。本日の出席者は現在27名で委員の過半数が出席しています。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員憲章を唱和しますので、皆さんご起立の上、よろしく願いいたします。

【農業委員憲章唱和】

どうもありがとうございました。

事務局

藤井会長の議長挨拶をお願いいたします。

引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議 長

— 省 略 —

きょうの議事録署名人を指名したいと思います。早速ですけれども、井上和雄委員と永田春喜委員にお願いしたいと思います。

それでは、議事に移りたいと思います。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第205号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

なお、番号2番の譲受人であります————さんは新規就農者のため、第4調査部会のほうでヒアリングを行ってありますので、後ほど西原調査部会長からご報告があります。

議 長

それでは、順番に沿って提案をお願いしたいと思います。

【議案第205号、受付番号順に提案】

議 長

それでは、今、事務局が申しましたところで2番に振り返りたいと思いますけれども、第4調査部会から面談をしていただいておりますので、その報告を受けたいと思います。

こんにちは。新規就農者の面談の結果を報告したいと思います。よろしくお願いします。

1月28日に第4調査部会で面談を行っております。申請者の——さんは現在70歳ということですが、——に住まわれております。70歳と言われましたが、結構しゃっきりとされて元気な方でした。

——さんはファームパーク伊都国にあるトンカチ館で10年ほどボランティアを続けておられるそうです。今回の申請地もその関係者の方からの紹介ということだそうです。現在、申請地では主に栗、それと梅が植えてありましたが、そのほかクルミ、柿、桃、桑、ブルーベリー、山桃と、数多くの果樹が植えられています。現在、所有者は地元におられませんが、1年前より作付というようなことで管理はちゃんとやられていて、草もちゃんと刈ってありました。その農地を——さんが取得された場合は、無農薬で栽培した果樹を収穫したいという賛同者の方もおられるということで、その方たちと適正に管理をしたいということです。

——さんの住所は——ですが、姉の別荘が——にあるということですのでいつでも使用できるということです。通作や農期は特に支障がないと思われます。

営農計画につきましても農業で生計を立てる計画ではありませんので、収益は最小限しか見込まれていません。

放置しておいたら、確実に耕作放棄地となるような場所ですので、——さんが就農されることにより、適正に管理されるのではないかと考えております。また、鳥獣害が多い場所で、特に猿、イノシシ等が多いということで、増田委員に後押しをもらいながら耕作放棄地にならないように頑張ってくださいというようにお願いしております。

以上です。

議 長

はい、事務局。

事務局

農地法の第3条の規定によります許可申請につきましては、2ページに記載しております7つの審査項目を判断材料として審議していただきます。この7つの審査項目のうちに1つでも「はい」に該当する場合は、原則として許可できないということになっております。今回の申請につきましては、1番から5番までについて全ての項目で「いいえ」に該当しておりますので、今回の申請については全て書類上の判断では許可相当であるということが言えます。

以上でございます。

議 長

それでは、議案第205号につきまして皆様方からご意見、ご質問を受

けたいと思っております。発言される方は挙手の上、発言をよろしく願
いいたします。井手委員。

3 番

3 番井手です。受け付け番号3 番の譲受人の経営面積なんですけど、譲
渡人と全く同じになっておりますけど、これは住所は違いますけど、父親
のほうと一緒に経営を通してされているのか、それとも、どんなふうにな
っているんでしょうか、説明お願いします。

議 長

事務局。

事務局

受け付け番号3 番の——さんと——さんが親子で、ご住所のほ
うが——さんが——で——さんが——ということで、事務局のほうでも確
認をいたしております、現在、——にお住まいの——さんが——にお住
まいの——さんがお持ちの糸島市内の農地を使って農業に従事してあると
いうことを確認してあります。この場合は農地を取得するために必要な世
帯員等という資格がございますが、この世帯員等という資格の定義が親族
の行う耕作の事業に従事する2 親等以内の親族というふうになっていま
す。つまり、息子さんが1 親等の親族であり、かつ農業に従事してあると
いうことから、——さんが耕作の下限面積であります5 0 アールを父
——さんの農地を使って農業をしてあるということで満たしておるという
ことから、今回の3 条によります贈与による無償移転が可能であると、そ
ういったことになります。つまり、——さんは——さんの農業に従事して
あるということを確認しております。

議 長

井手委員、いいですか。

3 番

はい。

議 長

ほかにご意見いただきたいと思います。平野委員。

2 6 番

2 6 番平野です。5 2 ページに——さんの営農計画書が書いてありま
すけど、2 番目の労働力ですけど、氏名が5 名書いてありますけど、続柄
がわかればお願いしたいと思っています。3 4 歳の方が2 人おられるとい
うようなところもありますので、どういう続柄か、わかればお願いしま
す。

議 長

今、書類を探していることでなかなか出てこんが。係長からお答えがあ
ります。

事務局

まず、1 番目の——さんという方はトンカチ館での知り合いの方、知人の方になります。

2 番目の——さんと 3 番目の——さん、こちらがお子様になります。

一番下の——さんにつきましては、こちらは知人だということで血縁関係はないということで聞いております。

以上です。

26 番

はい、ありがとうございました。

議長

それで、面談のときにも本人に話したわけですが、——さんが、三、四人の協力者がおられますけれども、協力者に全面委託するようなことがあってはだめですよと、この譲受人の——さんが全責任を持ってしてくださいということを特に強調して本人に言っておりますので、そのような自覚を持ってしたいということでの返事がございました。

松崎委員。

12 番

12 番松崎です。今の件につきまして改めてお伺いします。

新規就農者ということで営農計画は立ててありますが、年間 5 万円ぐらい、それで生計は立てる計画はないということですが、そういう方でも新規就農者として認められるんですか。

議長

そういう農業を始める方はいろいろございますけれども、営農について生計が立たなければ営農を開始してはいけないという条項はありませんので、その言葉の陰には効率的な農地の活用ということもありましょうけれども、そこから得る収入の目的については記載がありません。ですから、今回はこの方が高齢でありますけれども、耕作放棄地を防ぐというふうな観点から総合的に調査部会で判断されて報告をされたというふうに私も理解をしております。

事務局、何かほかに補足があれば。

12 番

わかりました。

議長

ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議長

なければ質疑を終了したいと思います。

議案第 205 号、1 番から 5 番までについてでございますけれども、まとめて採決をしたいと思います。許可と思われる委員の挙手をお願いした

	いと思います。 (全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。全員許可ということでそのようにさせていただきます。
議 長	次に移りたいと思います。
事務局	議案書の6ページをお願いいたします。 議案第206号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いしたいと思っておりますが、別紙で資料を2つつけております。 1つは第4調査部会報告という四角で囲んだ文字がある別紙でございます。もう1つは申請者のほうから今回の件について出されました始末書のコピーを皆さんのほうにもお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。
議 長	それでは、第4調査部会から現地の模様と、それから協議の内容等、それから今までの経過も含めて説明をさせていただきます。
調査部会長(11番)	それでは、第4調査部会の調査報告をしたいと思います。 議案第206号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。 受け付け番号1番。農地の所在、志摩櫻井字上沖田、地番、1644番地、地目、田、農振区分といたしまして農振農用地でございます。面積、2,568平米、申請人、____、____、転用目的、一時転用によります農地改良でございます。 まず、この申請地は、志摩の吉田から桜野小学校方面に向かう市道沿いの田んぼでございます。 転用目的は、現状の排水が著しく悪く、ぬかるんでコンバインが使えないため、客土により畑に転換するものであります。しかし、今回の申請につきましても問題数が多数あり、その内容を別紙でまとめているので、説明したいと思います。 第4調査部会報告という別紙があると思います。 1ページ目、報告があつて、2ページ目に今までの経緯がずっと書いてありますので、報告したいと思います。

まず、去年の12月4日に岩崎委員から事務局に連絡がありまして、もう田んぼにユンボが入って土砂の搬入がされているということでした。本人に一応届け出をお願いしますということを言いましたけど、櫻井のソーラー工事の残土の搬入が今しかできないということで、農業委員会の総会での受理通知を待っていると残土が手に入らないということで、怒られるのは覚悟しているという理由で指導に従いませんでした。

後日、事務局が——さんと面会した上で工事中断を依頼しましたが、さきの理由で拒否されております。やむを得ず追認手続で農地改良届出書の提出を指導しました。造成高は50センチを超えないという確認をとっておりました。

平成26年12月8日に農地改良届が出まして、始末書があった農地改良届が出ました。最大盛り土高が50センチということで、作付はここを畑地になして————に貸すということでした。

その結果で26年12月25日の第3調査部会で現地調査された中で、造成高50センチを守るということで受理相当というような判断になっておったそうですけど、また、1月5日に岩崎委員より連絡があつて、50センチという約束が1メートルを超えているという報告があつたそうです。1月6日に現地確認に地元の委員さんと松崎委員と事務局で確認に行つて、表土の真砂土を30センチ入れる前の段階でも90センチを超えていたということでちょっと厳しく指導されたということです。そして、農地改良届も50センチを超えていますので、農地改良届出はだめだということで一時転用許可申請の提出を指導されております。

1月13日にその農地転用許可申請書を受理しております。

1月19日に農地対策A班によって現地調査いたしました段階で、表土の場合は泥がないというような分やなかったのが、重機の運転手さんにちょっと表土を入れるのをやめてくれという中止をお願いしたわけですが、運転手さんやけん、「私はわからない」ということでそのまま工事を続行されております。一応、その日の農地委員会で事務局に、——さん本人に中止をしてくれということを要請してくれというふうにしておりました。

そして、もう農業委員の言うことは聞かれないということで、28日の第3調査部会で県の農林のほうの課長さんと呼んで一緒に対処の仕方を話し合うということにしておりましたけど、ちょっと出席できないということでした。

1月20日に——さんが来られましたので、事務局から工事中断を再度強く要請、指導しております。

1月22日に現地のほうに県の農林の係長が来られるということで、会長と私と、あと事務局で一応対応しております。その中でいろいろ本人にも言っておりましたし、県のほうからも——さんに結構、業者の——と話し合つて誠意ある対応をというようにお願いしてあります。

た。

そして、その部分で28日の調査部会に水利委員さんと隣接地の地権者と地元の農業委員さんと呼んで意見を聞くこととしておりましたが、水利委員さんは出席できるということでしたけど、隣接地の所有者の方が出席できないということで、隣接者の方には事務局のほうから一応どういうふうでしょうかというような意見を聞いております。50センチ造成ということをお聞きしておるということで、その部分では一応は承諾書を書きましたが、1メートルということではもう承諾書は書けないというような判断でした。そういうふうで28日に調査部会で水利委員の方と地元の農業委員の方と話を聞いた後、調査が終わった後、また——さんと呼んで話をしております。

このように申請者の無断転用をしたにもかかわらず、農業委員会からも再三再四工事の中断を指導されたにもかかわらず、金銭的な問題を理由として工事を続行し、もう完成させておられます。

また、排水が悪く湿田状態であるのは申請者の田んぼだけではなく、近隣の田んぼもほとんど同じ状態でした。そういう中で申請者が自分の農地を1メートルも造成したことにより、隣接した田んぼはより排水が悪くなるのは容易に推測されます。ですから、隣接地の所有者はこれを理由に隣地承諾書の提出を拒否してあります。農地法で許可することができないとされている周辺の農地の営農条件に支障が生ずるおそれがあるに該当していることと、農業委員、農業委員会を無視し続けたこと、また、この調査部会報告書の1ページ目にありますように、県のほうの農政部の部長の通知の中にあります部分等を含めまして、第4調査部会はこの申請については不許可相当であると判断いたしております。

終わります。

議 長

今、調査部会長から報告がございました。しばらく経過の事情については日にちごとに追って説明をしたということですがけれども、地元農業委員、岩崎委員を含めて、旧志摩の農業委員も現地に赴いておられますので、何か補足するようなことがありましたらお願いしたいと思います。いいですか。岩崎委員。

27番

まず、私の地域のことで皆さんにご心配なり、ご心労をかけます。

先ほども説明がありましたけれども、私も地域のことでありますし、できるだけやっぱり地元の人々の迷惑をかけない限りは通していつてやりたいなという思いもありましたけれども、先ほど話にありましたように、再三やっぱり農業委員会の中で許可を得るための手順というのを指導しましたがけれども、こういう結果になりまして、私も最終的にその土地が農地に使われるという点では可かなという思いもありますけれども、隣に迷惑をか

けるということあたりも鑑みますと、私もちよつとこの後これをどう処理していいのかというのを心配しておるところでございます。心配をおかけいたします。

議 長

後の報告は今よろしいですか。事務局から。

事務局

農地法の4条の規定によります基準の件を事務局より説明します。

農地法の第4条の規定による許可申請につきましては、5ページに記載しております一般基準と6ページに記載しております立地基準により許可の可否を審議していただくこととなります。

申請案件につきまして、立地基準につきましては問題はありません。ただ、一般基準のうち8番の「周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無」という項目がありますが、ここの欄を今、「不适当」、「支障の可能性あり」というふうに言葉を入れさせていただいております。この理由につきましては、先ほど西原部会長のほうからご説明がありましたように、西側に隣接する農地の方から事務局のほうで面接をして聞き取りをいたしました。当初、12月の段階では1度隣地承諾を出してあったんですけども、その後、聞いておった内容と違うと、当初は50センチの造成というふうに聞いておったし、農業委員会からの許可も出る見込みというふうに聞いておったが、でき上がってみると、1メートルの造成高になっており、かつご自分の農地との境のところにのり面を高くつかれて、そこから雨水が自分の農地のほうに入ってくることは明確であるというようなことから、今回は1メートルの分については隣地承諾書は書きませんという返事をいただいております。許可にしないでほしいという言葉はありませんでしたけれども、後は農業委員会のほうの判断に委ねたいと、そういう言葉をいただいております。

それで、今回の不許可の意見をつけていただく、その考え方を先ほど西原部会長からご説明のありました別紙の第4調査部会報告のところにまとめておりますので、少し補足をしたいと思うんですが、まず、1番のところに書いております内容は、平成5年に出ております県の農政部長の通知を根拠にしております。6ページと7ページをごらんください。

四角い枠で囲んだところがこれに該当するところでございます。8番の一時転用に係る無断転用の取扱い、これが県の農政部長の通知の中にありまして、アのところでございます。「転用許可を得る必要があるにもかかわらず許可を受けずに実施されている一時転用で、転用行為が継続中であるときは、工事を中止させたい、事案に応じて追認の許可申請、あるいは原状回復の指導を行う」ということで、今回、まさにこれが該当すると思われるんですけども、問題は転用行為が継続中にそのことを発見して、農業委員さん、または事務局から工事の中止を求めた、その工事の中

止の要請に応えなかったというところがどういう判断をするかという分かれ道だろうとは思いますが、ただ、そこが明確には書かれていません。工事中止を要請されて中止をしなかった者は不許可とするという明確な説明は書いてありません。ただ、この解釈をする中で、「工事を中止させたい、事案に応じて追認の許可申請、あるいは原状回復の指導」というふうにありますので、追認の許可申請をするにしても、原状回復の指導をするにしても、まずは工事を中止することが前提条件になるというふうに思われます。つまり、この工事を中止しなかったということについては県の通知には明確な文書はないけれども、その文書を推察する上で前提条件がないわけですから、許可相当にはならない、つまり不許可、そういう理屈でございます。

イの部分でございますけれども、「すでに一時転用行為が完了し、農地に原状回復されている場合、今後の再発防止のため、始末書及び誓約書を行為者より提出させる」ということで、今回は工事を中止していただけませんでしたので、結果として一時転用行為が完了して農地に回復しております。しかし、このイの文章の流れからしまして、アがあつてイがあるということでございますので、イを想定した内容としましては、農業委員とか、近隣の農業者が気づかないうちに山の奥のほうで農地改良行為があつていて、気づいたときには終わっておつたと、つまり、工事の中止の要請をするいとまがなかったと、こういうことを想定しているというふうに考えるのが通常考え方だろうと思います。

それで、イの文章はありますが、これには該当しないという考え方で、アのほうを当てはめたときに、工事を中止していないということで、これは追認の要件を欠くということから、不許可の意見をつけたと、そういう結論に至ったということでございます。

1ページの2番目のほうは、先ほど西原部会長がおっしゃいましたとおりでございますが、農地法の不許可の要件に当たります隣接する農地の営農条件に支障があると、こういうことを理由に不許可の意見をつけたいというのが今回の第4調査部会の判断でございます。

このようなことから、書類上の判断としまして、先ほどの8番の要件を理由に不許可の意見をつけるのが相当であるというふうに事務局も考えております。

以上でございます。

議長

今、調査部会長、それに地元農業委員、それから事務局が申しますことでございますが、そもそも私、現地に行ったときに1月22日やったかな、22日に事務局と行きました。そのときにはもう既に県の農林の方と、それから——さんがもう先にお見えになってたわけですが、約束の時間よりもちょっと向こうのほうで早く来られたということですから

ども、私たちは別に約束を破ったわけではございません。それで、様子を聞いてみますと、とにかく——さんが工事の中断要請を再三再四我々が行ってきたということについて自分なりの反論をされておられました。しかしながら、私が言うたことは、100%に限らず、99%ぐらいは工事中断要請した段階で本人はやめられますよと、しかし、あなたは重大なそういう結果を招いておるということを力強い口調で申し上げたところでございます。農林も同じような考えでありましたけれども、終わつとるからなということの農林の気持ちもあったように思います。

それで、調査部会が開催された28日のときに、——さん本人の意見を、心構えを聞きたいということから面談をしたわけでございますけれども、本日もそのときの空気を知らないという方もおられますので別室で待機をしていただいております。本人に直接聞きたいということがあれば、どしどし採決の前に発言をされて、そういう機会を持っておりますので、そういうことをお願いしたいと思っております。

以上、一通りの説明をしましたけれども、ここでご質問、ご意見を皆様方から受けたいと思います。前の永田委員からどうぞ。

8 番

8番永田です。この事案は、私たち、農地対策でも実は見に行ったんですが、そのときの前にも中止の地元の委員さんたちは集まってから中断してくれという要望をされております。私たちもまた事務局を通してやめてくれということを何回も言ったんですが、地元の方はやっぱりあげんだったろうなという実感をしております。なぜかという、みんなが見とる中で、やっぱり農業委員が行って中止してくれと言うても、それを聞かんというのはやっぱり農林の指導の弱さがあるっちゃなかろうかと私は思っております。それで、農林がどういうふうな指導をしたのか、事務局あたりにもうちょこっと説明をやってもらいたい。これは農業委員会の尊厳にかかわることっちゃなかろうかと私は思いますので、市の農業委員がいくら指導しても、県が強く前の原状に戻すとか、そういう指導をしてもらわんと、幾ら地元が頑張っても、やったほうが勝ち、終わつとんなら、それでもう何もなかつかというふうになれば、やった者が勝ちぞということになれば、我々の農業委員の要るとかいけないというような感じもしますので、その辺の県の指導の仕方をどういうふうにしたか、お聞きしたいと思います。

議 長

こういうふうな、今、意見が出ております。尋ねたいということですので、事務局も農林と連絡をとったところから説明を。

事務局

まず、今回の件に關しましての県の指導というのは、1月22日に農林の係長さんが来て本人と話をした、これ1回限りでございます。

そのときには工事を中断させた上で原状の復旧の必要性、こういったことを指導していただくということでおいでいただいたんですが、当日、ちょうどといいますか、1日前に工事が終わって重機も撤収しておりましたので、そのときすぐに工事の中断という部分と原状復旧という指導はあっておりません。ただ、強くおっしゃいましたのは、地元の農業委員会、または農業委員さん方から再三再四工事の中断がなされて、また、隣接地の方とも話し合いが深くないままに先行されて工事をされたことに強く憤りを感じておりますと、地元の農業委員さん方が納得されるような改善策をもって地元農業委員会のほうに相談、それから説明をしてくださいということを言われて、その日は帰られました。

それまでの経過の中でございますが、県のほうから指導はあっていないという点で私ども事務局のほうも今回反省をしておるところでございますが、12月4日に農業委員さんから連絡を受けてすぐに県の農林のほうには電話連絡をしております。ただ、そのときには工事を中断しないから県のほうから指導してくださいということを明確に伝えておりません。といいますのは、今後、50センチの造成高ということで農地改良届による処理をできるんじゃないかという心積もりもありましたので、県の指導があれば届け出の受理はできない、二者選択というところもありまして、強く指導を申せなかったということもございます。まずは指導をして、県に指導を求めるのか、農業委員会のほうで対応できるのか、その判断が未熟であったというふうに反省をしておるところでございますが、県からの指導があったかどうかということになりますと、指導は1月22日に来ていただいたのが1回だけの指導ということになります。

以上でございます。

議 長

いいですか。そういうことですね、県に来てくれという要請は1月22日に現地に行ったときの部分で要請をしたことが最初だということでございますので、順序から言えば、そういう結果になったということです。はい、どうぞ。

8 番

こういう事案といいますか、進行中なのは文書にも迅速にきなさいというふうに県の部長の文書で来ておりますので、例えば、すぐ対応せんと、でき上がったら、もうそれは何もなかとよというごたる感じで流されてもろうたらやっぱり困ると思うんですけどいね。そうせんと、地域の人、みんな見とうけんですね。今度、そういう指導を農業委員がまた指導しようと言ったときに、いや、あんたたちあのとき何もせんやったやいねと、もうでけてしもうたやないね、これは始末書だけ出しゃあいいとかというふうなことになったら大変だろうと私は思うとります。そして、やはり県のほうでやっぱり指導してもらう、持ち主が幾ら農業委員が何を言うてもわか

らんということは、県がやっぱり強く指導せんけんですね、やっぱりこういう事案は生まれると私は思うとですよ。そのところを県とやっぱりよく相談してやっぱり強く言うてもらわんと、こういう事案がふえるっちゃなかろうかと私は思います。そういうことをよろしく事務局にはお願いします。

事務局

はい、よくわかりました。

議長

今の意見はごもっともなことであるということで、今後ともさらに迅速に持っていきたいということで反省はしております。平野委員。

17番

17番平野です。はじめ聞きたいことを永田委員のほうからほとんど聞いてもらいましたが、ただ、この結果ですたいね。最終的な。今のでき上がりがこのままの状態で始末書とか、そんな形だけでもう終わってしまうとですか。最終的には事務局あたりやら、県あたりはどんなふうな形で処理をするようになったか、ちょっと教えていただきたいと思います。

事務局

今まで不許可相当で県のほうに意見を送ったことはないか、1件だけあるか、そのくらいの数だというふうに聞いております。

ご承知のとおり、市町村の農業委員会は農地転用許可申請の申請書を受理して、書類の審査をして、そこに地元農業委員会としての意見をつけて県知事のほうに送る。県知事のほうに送るということで、県の農林が受けて、それを県の農業会議の意見をもう一度聞いた上で県知事として判断をすると、そういう順序になっております。それで、全てが許可相当と、全てというのは地元農業委員会と県の農林と県の農業会議、それが全て許可相当ということであれば話は早いんですが、1つのところが不許可、あとが許可というように意見が分かれた場合には、その調整があるようになっております。つまり、地元農業委員会は不許可で意見を出したけれども、県知事としては許可ということで地元の意には反して許可にするということはないということで、それまでの間にいろいろなやりとりがありまして、どうして不許可の意見をつけたのかと、そういった問い合わせが再度あって、そこら辺の意見のすり合わせをした上で県の農業会議にかけられて、県の農業会議では地元と農林の意見が違うのでだめだというようなことで再度地元の農業委員会と農林のほうに説明を求められるということになろうかと思います。つまり、県知事として判断をするまでには、今から幾つか段階を踏んだ上で最終的な判断をされるので、もしかすると、地元の農業委員会のほうに再度意見のつけ方について議論をし直すように差し戻しがあることも考えられるというふうに思っております。手続としてはそういうことが予想されます。

17番

そういうふうな初歩的な問題は、今、説明のごたるような形で動くと思うたいいね。最終的には今のでき上がりの、今、でき上がっとうがね、もう。その形はもう、例えば元に戻すとか、何かそういうふうな形はもうないわけですかいいね。もう今の原状のままで本人がせんかったら、そのままでいくということたいね。ちょっとそこら辺ば聞きたい。

事務局

そこはまだ未確定の部分でありますし、今、市のほうから県のほうに指導を求めた段階でありまして、県のほうの指導方針というのもまだ決まっていなと思います、これが許可になっても不許可になっても、この問題として原状復旧を含めて改善工事、こういったことの指導を県からなされる可能性は十分残っておるというふうに思っております。ただ、そうなりますということは市の農業委員会としては言えませんが、そういう指導をしていただきたいという農業委員会としての要請は十分できると思いますので、県のほうにそういった、必要であればですけども、改善、または原状復旧、そういったところを市の農業委員会として方針を決めて県のほうにそれを要請するということは今後の手順として残っておると思います。

議長

林委員。

25番

25番林です。この7ページの一番最後に、「無断転用事案として所定の手続をとる」と書いてありますたいね。（発言する者あり）一番下の分です、7ページの一番下です。（4）の違反転用者が指導に従わない場合の処理と書いてある分です。上記2までの対応について書いてある分です。ここで「無断転用事案として所定の手続をとる」ということで、もう基本的に隣のところにもきたということを言われましたけれども、話を聞いても、やっぱり無断やからですね、この無断転用事案として所定の手続をとると、この方向で行くべきやなかろうかと思います。意味わかりますか。

議長

はい、文書は今読んでいるところでございます。

25番

だから、原状復旧ですかね、この手続をすると、今、県、言われましたけれども、そういった方向で行かんと、平野委員、永田委員が言われるように、泣き寝入りしたら、やっぱり地元の農業委員さんもいろいろ問題が生じると思いますし、私個人の考えですが、この議案として所定の手続をとってやっぱり原状復旧をしてもらう方向をとるべきじゃなかろうかと、方向性わかりませんが、この手続をとってほしいなと思います。

議長

はい、ありがとうございます。まだ県に送っておりませんので、この文書に書いてあるとおり、農林事務所、本庁農地計画課で協議の上ということでもありますので、まだそういう協議を行っておりませんので、行ってから初めてそのことがテーブルに乗るということでございますので、その前に我々がどうこうということではありませんので、まず、この農業委員会の皆さんの意見をよく聞いて、そして、本庁なり、それから農林事務所と話し合いをするというふうなことが今から予測をされますので、そういうことを考えたいと思います。

ほかにこの件に関して、本人も待機をされておられますので、本人の弁明を、弁明というか、お気持ちも聞く機会を与えて、与えたというか、時間をとっております。そういうことから、その関連を求めたいという意見があれば、お受けしたいと思います。岩崎委員。

27番

27番岩崎です。この総会議案の5ページのところの判断基準の項目の中に、8番の分だけが不適當というふうな形で出ていますけども、この8項目で判断をするとすると、ここのところに例えば、農地周辺地域に何も影響を及ぼさないということになると、ここは適當という形に変わるんですかね。ということになると、こういう条件下であっても、ここには一つも判断基準の中でだめだというふうなものは該当しないというふうにとれるような気がするんですけども、そのあたりは判断基準はやっぱりここまでしか出せない。例えば、今の私たちの形の指導に従わなかったというふうなことは、こういうふうな判断基準の中の項目には出てきていないということになるんですけども、そのあたり。

事務局

まず、県の農林と市の農業委員会の意見のつけ方を協議しました。そのときに許可であるか、不許可であるかという判断については、市の農業委員会も県の農林も県の農業会議も同じ判断基準で判断すべきだという考え方でございます。その同じ考え方で判断というところがこの農地法に基づく一般基準の9つの項目でございまして、この9つの項目というのは農地法で規定された許可にすることができない場合の要件を並べたものでございます。

それですので、この農地法に基づく判断をして、今回の案件が不許可と判断できる要件としては、この8番の周辺農地への営農条件の支障の有無、これしかないというふうに事務局では考えて、この8番を理由に不許可という意見をつけるようにしたんですが、先ほど私が申し上げました県の農政部長通知の根拠の部分について、これは市の農業委員会の見解という形で県の農林のほうに意見を文章にして送りたいと思っておりますけれども、そもそも農地法のこの4条、5条、農地転用関係の条文につきまし

ては、県知事の許可を受けなければ農地転用をしてはいけませんということがまず書いてあって、その下に許可をできる場合と許可ができない場合というのが続いてきます。その農地法には、お手元の資料の最後の8ページにつけておりますように、違反転用に対する処分と罰則の規定もございます。4条や5条に違反した者については、その原状回復等の措置を行うというような処分、それから罰則としては3年以下の懲役、または300万円以下の罰金というような規定もございますので、そもそも許可を受けずに農地転用を行うということを後で承認して追認という形で許可をすること自体、農地法の中には定めがありません。しかしながら、そうばかり言っていると、この処分や罰則の適用ばかりになってしまっていて、農業の営農に支障があるというような考え方だろうと思います、農地法を知らずに、つまり農地法による転用許可をとらなければいけないことを知らない方もいらっしゃる、こういった方が後でこのことを知ってきちんと申請を出された分まで、事前に申請をしていないからめだというふうに断るのはいかなものかという考え方だろうと思います、福岡県としましては、追認許可ということで許可が後でできるものについては許可をしているという考えてございます。

ただ、そこが農地法に規定されていない以上、それにかわる根拠が必要で、それにかわる根拠は平成5年の農政部長の通知だと、そう考えると、農政部長の通知の中にある条文として、進行中のものについては工事を中断しないと追認の許可申請もできないし、原状回復との判断もできないということになっておりますから、今回、工事中断の要請に従わなかったということを重大な過失というふうに判断をして、この総会の中で不許可相当という意見をつけることに決定されましたら、この8番の一般基準につけ加えて、県部長の通知に反しておるということをつけ加えた文章をつけた意見書を県のほうに送りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長

ほかにどうぞ。吉原委員。

15番

15番吉原です。仮に具体的に今現在、例えば、地元の農業委員ですね、地権者じゃなくして、ほかの人からそういう指摘を受けるときに、どういうふうな答えですね、対応をすればいいんですか。

議 長

どういうことかいな。

15番

いや、周り、例えば、周りの人たちってあるでしょう、そういう埋め立てしてあるという。実際にこれ許可をとらんなりに、そういうふうにしとるかという結構知っていた人があるとして、それを指摘されたときに、

どういうふうに対応すればいいんですか。言うたっちゃ、この人は聞きなれんやっただけ、もうしょうのなかというふうにしかな……。

議 長

糸島市の農業委員会としての結論を県に送っておりますので、県と打ち合わせをしながら進めたいというふうに考えておるということを、まだ今の段階ではそうしか言えんということですね。ですから、県はどう考えておるかということをまだ確実に聞いていませんので、ちょっとここで申し上げられないところがございます。

ただ、聞くところによると、農地に復旧しようという総合的な関連から、どうも一部ではどうも糸島市農業委員会との意見と違う結果を出すやもしれない。しかしながら、今後、この糸島市農業委員会なり、県の農業会議が活動していくことにおいて、こういう事例が発生しとることをあたかも既成事実かのようなことで今後それを容認することがあつては、この糸島市農業委員会のみならず、全国の農業委員の活動に支障を及ぼすということを福岡県農業会議でも訴えたいと思っております。

ただ、こういう事案で協議することはめったにないです。県の農業会議も。ですから、どう結果が出るかというのは私も今、考えているところでございますけれども、なかなかまだそこが今、皆さんに明確に答えを示せる段階ではございません。

重大な問題でございますので、今、調査部会、それから地元の農業委員、それから事務局も、それぞれ立場で物を発言したわけでございますけれども、旧志摩町のそういう事例があつたのかなかったのかも含めて、職務代理者の意見を聞きたいと思いますが。

職務代理者

それこそ自分たち志摩のときも、やっぱり無断転用じゃなくて農業委員会としては不許可相当ということで出したわけですが、それならもう直接県に持っていくというごたふうで、県のほうでやっぱり許可相当というごたふうでやっぱり出た事案もあります。しかしながら、やっぱり、今回はまた地元委員さんが一般の方で普通の、普通のといいますか、地元の委員さんが中止をしてくださいということにかかわらず、ずっと続けたということは、やはり自分たちとしては許せない、不許可相当だと考えております。また、これを許すと、やっぱり農業委員会としての根源にもかかわるのではないかなと私は考えております。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。我々は許可、不許可の権限は持たないわけでございます。そのかわり相当という言葉で県に進達されます、そういう表現を使わせてもらいます。例えば、過去において、許可相当というふうなことを、そういうあらわし方をして県に送ることが多いというこ

とです。たしかに、許可相当ですね、相当をつけます。ということは、我々が権限がないわけでございますので、そういう明確な言葉を、例えば、許可というふうな明確な言葉は避けております。それはご理解いただきたいと思います。ですから、私もこれを不許可相当ということじゃなくて、許可できないという言葉を選ぶのかどうなのかということのをちょっと個人的には考えたことがございます。それが妥当かどうかはまだそれを試しておりません。とにかく不許可相当という意見は県にとっては重大なことということで、ずっともう十五、六年前か、旧前原市のときに、そういう表現で送ったことがございます。そのときには県と十分なまた後日協議があったということを今、振り返っております。ですから、今後そういう県との打ち合わせなり、協議なり、これは1度じゃなくて何回かそういう相談も今から想定されるということを申し上げたいと思います。

いいですか。この問題、長く、今時間を費やしておりますけれども。

19番

会長、一言いいですか。

議長

はい、どうぞ。

19番

19番高武ですけれども、この国が平成5年の12月1日に出したこの文書の8ですね。これ全部ちょっと読んでみましたが、やっぱり一番最後のところになるんですけれども、国がこれだけ慎重に書きながら、一番最後に「無断転用事案として手続をとる」、通常、こういう書き方は国は余りせんのですよ。だから、相当この案件に関しては国はやっぱり許可はしてはならないと、そういう気持ちが相当こもった文書やないかなと思うんです。それを受けて農政部長の通知が1ページからありますから、それを読んでいくと、農業委員会のほうから中断をお願いしても中断しなかったという事実があるならば、これは追認してはいけないと、私はその原則はやっぱり守るべきだというふうに思います。

以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

ほかになれば、そろそろ質疑を終了したいと思いますが、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、たくさんご意見をいただきました。本人の——が隣の部屋で待機をされておりますけれども、それはそれとしてここで糸島市農業委員会の意見を集約したいと思っております。

	皆様のご意見をたくさんいただきました。調査部会長の報告どおり、不許可相当ということを経由として、結果としてそれを県に進達することに同意する方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。
議 長	それでは、次の議案に移りたいと思います。
事務局	議案書の13ページをお願いいたします。 議案第207号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。
議 長	それでは、議案第207号に移りたいと思います。5条の申請が次のページまでございます。調査部会長から1件ごとの現地の報告と、それから、帰ってきての意見を報告していただきたいと思います。どうぞ。
調査部会長(11番)	議案第207号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。 受け付け番号1番。 【議案書に基づき読み上げて報告】 申請地は県道櫻井太郎丸線から櫻井神社のほうへ曲がったところにあります。櫻井の機械格納庫倉庫のちょうど北になります。桜井保育園に隣接する田んぼであります。 既存の桜井保育園の営農進入道が狭くて不便であるため、幅員6メートルの道路につけかえを行うものであります。 都市計画法に基づく開発審査会も終了しておりますし、また、関係各課の意見も支障なしであるため、第4調査部会では許可相当と判断しております。 続きまして、受け付け番号2番。 【議案書に基づき読み上げて報告】

申請地はＪＲ福吉駅から１６０メートルほど入った南側の田んぼであります。

転用目的は住宅敷地の拡張であり、隣接する父親所有の田んぼを分筆して息子さんの宅地として利用するものであります。その必要性として、既存倉庫の建てかえのため、建築基準法を満たす必要があったということです。

申請地は都市計画法で定められた第１種低層住宅専用地域であるため、建築基準法の外壁後退の規制を受けるということです。これは建物が土地の境界から１メートル以上離れていなければならないという規定があるため、現況は調査部会資料の６ページですかね、ブロックぎりぎりに家が建っております。一応境界から１メートル以上離れてブロックをつくらなければいけないという建築基準法がありますので、建てかえなければ問題なかったと思いますけど、新しく倉庫が雨漏りするとかいう理由で倉庫を建てかえるということで敷地の基準を満たしていない建物があるということで、それを是正しなければならないということです。

申請内容の必要性が認められ、関係各課の意見も支障なしということで、第４調査部会では許可相当と判断いたしております。

続きまして、受け付け番号３番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

この申請地はＪＲ一貴山駅から１３０メートルほど西側にある田んぼでございます。

譲渡人が_____になっているいきさつは、前の所有者であります_____さんがデイサービスなどで_____にお世話になったことから、自分が亡くなった場合は全ての財産を_____に包括遺贈するという遺言を残されて亡くなっております。_____、これを受け入れております。

申請地に隣接して宅地と住宅があり、既に_____が_____に売却しております。申請地は隣接する住宅と一体的に利用されてきたので、宅地と一緒に_____に売却したいということでしたが、地目が農地であるため、農地転用の許可を受けないと売却できません。現況は既に宅地の一部となっており、始末書が必要でありますので、無断転用した前所有者が亡くなっているため、_____から始末書が提出されております。

これは農地転用の必要性も認められ、関係各課の意見も支障なしということでありますから、第４調査部会では許可相当であると判断いたしており

ます。

続きまして、受け付け番号4番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

申請地は福岡市西区元岡との境にあります元気くらぶ伊都の敷地内にある農地でございます。

転用目的は元気くらぶのお客さん用の駐車場と看板の設置であります。1つ問題点があるふうに思われます。問題点というのは、看板が無断で設置されておりまして、平成24年4月に農業委員会で指導した際に、看板を撤去するというように約束をしてありましたけど、それにもかかわらず、今まで撤去されておられません。1月28日の現地調査の部分で撤去されていなかったことを確認しております。

調査部会の日に関元くらぶの副社長と関係者と面談をして、考え方をお尋ねしたところ、2月3日に看板を撤去するという約束があり、2月4日に事務局で確認しております。既に看板は撤去されて、コンクリート部分も外されていたということでございます。

無断転用については原状復旧しており、関係各課の意見も支障なしであることから、第4調査部会では許可相当であると判断いたしております。

以上です。

事務局

事務局から少し補足をさせていただきたいと思っております。

まず、13ページおあげいただくと、5条の2番のところでございますが、ここに——さん、——さんの使用貸借の案件が出ております中で、第1種低層住居専用地域で外壁後退というところの説明なんです、二丈地域で都市計画上の線引きはありませんけれども、この吉井につきましては昭和61年に用途地域の指定があつておりまして、さらに平成8年にその指定の内容が改正になり、第1種低層住宅専用地域で、かつ境界から外壁が1メートル以上後退していなければならない、そういった基準の適用を受けるようになっております。ところが、その指定を受けたから、その都度、対応するというのではなく、その後に建物を触るときに、扱うときに、この基準を満たすようにというようなことになっておりますので、今回、1メートル外壁後退に該当しておりますのは住居の部分なんですけれども、建築をされるのは倉庫でございます。ただ、同じ敷地にある建物であれば、同じ基準を満たさなければいけないということから、住居の部分が1メートル後退をしておりませんでしたので、扱うのは倉庫だけれども、住居の部分の1メートル後退を満たすために分筆をされて35平方メートルの使用貸借により敷地に取り込むと、こういった申請の内容と

なっております。

次の3番ですけれども、——である——がなぜ農地を持っておるのかというところの報告をしたいと思いますが、まず、前所有者であります——さん、この方がもうお亡くなりになったわけですが、生前、——のほうで介護事業のサービスを受けておったというようなことで、ご自身にも相続人がいらっしやらないということなんでしょうが、全ての財産について——のほうに遺贈をしたいという遺言書を残してあります。この遺言書を残された場合に、全で一括で遺贈する場合は包括遺贈、特定の財産だけを指定する場合は特定遺贈ということで2通りあるんですが、包括遺贈の場合は相続と同じ効力を持つということで、農地であってもその遺贈を受ける者に対して所有権移転をすることができます。それで、平成26年6月27日に——さんが亡くなって包括遺贈を受けた時点で——のほうがこの農地の所有権を持ったということになっております。そのときにお隣にあります建物が建っておる宅地も一緒に遺贈を受けておるわけですが、こちらは宅地でございましたので、農地法の適用を受けないことから、不動産業を営む——のほうに所有権移転がもう既になされております。きょう申請が出ておりますところは、その建物の敷地ということで、今後、駐車場に使われる予定でございますけれども、地目が農地であることから農地転用の許可申請出されて、許可後に地目を変えて、同じ——のほうに所有権を移転する、そういった流れになっております。

それから、次の4番でございます。西原部会長からも説明があったことと重複いたしますけれども、事務局のほうで2月4日、昨日、現場行ってきました、遺跡といいますか、石の形をしたFRPでできた看板がございましたが、それを撤去されまして、かつ床、地面のところに舗装をしてありました洗い出し舗装、これも解体をして撤去してありました。今は農地に戻っておると、農地に使える状態に戻っておるところを確認いたしております。

以上が補足の部分でございまして、今から基準の部分について説明をいたしますが、農地法の5条の許可申請につきましては、5ページに記載しております一般基準と、13ページから14ページにあります立地基準により許可の可否を審議していただきます。今回、一般基準は全ての項目で適当、または支障なしとなっており、問題はありません。また、立地基準につきましても問題はありませんので、1番から4番まで全ての申請について、書類上の判断としましては許可相当であるということが言えます。

以上でございます。

議長

今、調査部会長、それから事務局が説明したとおりでございます。

新しい言葉が、包括遺贈というふうなことで出ておりますけれども、以

前の総会でこの言葉を聞いた方がおられるとは思いますが、きょうはその包括遺贈のことについては局長が今、説明をしたところでございますので、そういうことでご理解いただけるものと思っております。特にそのことについてはお聞きしたいということがあれば、それはそれで構いませんけれども、それも含めてご意見、ご質問がございましたら、ここで発言をよろしく願います。松崎委員。

12番

12番松崎です。受け付け番号3番の二丈田中の件ですが、これ権利の種別、所有権移転となっておるところに譲受人の欄の———さんのほうに借受人とありますが、これは何か意味があるのでしょうか。

事務局

済みません。間違っております。借受人ではなく、譲受人の間違いでございます。訂正をお願いいたします。

議長

ほかにどうぞ。

(質問、意見なし)

議長

なければ、質疑を終了したいと思います。

1番から4番まででございますけれども、許可相当の旨、県に進達することに同意する方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございました。

ここでもう1時間過ぎましたので、少し小休憩したいと思います。今、7分ですので、20分ぐらいまで時間を取りたいと思います。

それでは、小休止。

(休憩)

議長

それでは、再開したいと思います。

議長

37ページをお願いします。

事務局

議案書の37ページをお願いいたします。

議案第208号「非農地証明願について」、ご審議をお願いします。

なお、番号2番につきましては————が申請者となっております。農業委員会等に関する法律第24条の規定によりまして、農業委員本人や同居の親族等に関係ある事項については議事に参与することができないということになっております。現在まだ出席をされておりませんが、もしその間に出席をいただきましたら、2番の審議の際には————にご退室をお願いするということになります。

以上、よろしくお願いします。

議 長

それでは、議案第208号につきまして調査部会から報告をしていただきたいと思います。

調査部会長(11番)

議案第208号「非農地証明願について」。

受け付け番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

申請地は志摩櫻井の櫻井神社の駐車場から300メートルほど東側にある農地であります。現地は孟宗竹が密集した竹林となっており、耕作放棄地の3の区分判定となっております。

各課の意見も支障なしということであり、第4調査部会では認定相当と判断しております。

続きまして、受け付け番号の2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

申請地は志摩芥屋の海水浴場から100メートルほど北側にある畑でございます。畑といっても既に倉庫が建っているわけですけど、申請者が所有する納屋の一部となっております。納屋の建築が昭和51年であることから非農地化後20年以上経過しておることが確認できております。

関係各課の意見も支障なしであり、第4調査部会では認定相当と判断いたしております。

続きまして、受け付け番号3番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

申請地は志摩馬場の穴所神社から150メートルほど南側にある畑です。現地は孟宗竹が密集した竹林であり、耕作放棄地の3判定となっております。

ります。

関係各課の意見も支障なしということで、第4調査部会では認定相当と判断いたしております。

続きまして、受け付け番号4番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

申請地は加布羅から弁天橋のほうに流れておる泉川沿いの重富牧場の敷地内の田んぼであります。

現地は乳牛の飼料用サイロの敷地であり、サイロは昭和59年の建築であることから非農地化後20年以上経過していることが確認できております。

関係各課の意見も支障なしということで、第4調査部会としては認定相当と判断いたしております。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。事務局から補足があったら。

事務局

非農地証明願の番号2番のところの———さんの申請について1点だけ補足をさせていただきます。

ここは現地が母屋の敷地の中の納屋の部分に該当しておりまして、昭和51年に建物が建築されております。今現在、畑の地目になっておるんですが、農地台帳という台帳で確認をしましたところ、農地台帳からは畑から外れた実績がございます。農地台帳は地目の変更がなされなくても農地転用の許可がありましたら農地から除外するという仕組みになっておりますので、そのことから推測しましても、昭和51年に納屋が建築されたときに、1度は農地転用の許可をとってあったものというふうに推測をされます。ただ、その場合でも法務局のほうで地目変更登記をされない、いつまでたっても農地から外れず、今、40年近くたった今日現在になると、その許可があつておったかどうかの確認もできない状況になりまして、農地転用の許可のやり直し、または、こういった非農地証明願という形になりますので、このような案件が今も多数ございますので、農業委員会窓口のほうでは農地転用許可を受けられた方には地目変更登記まで必ずしていただくように、工事の完了までそういった指導を続けてやっておるという次第でございます。

———さんの分につきましても、恐らく51年に許可をとってあったけれども、地目変更届をなされなかったために、こういう非農地証明が必要な結果になっておるということが推測されるということを補足させていた

	だきます。
議 長	それでは、1 番から 4 番までにつきまして、今回、非農地証明願が出ております。これにつきまして皆様から何かご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願いをしたいと思います。ないでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	なければ、質疑を終了したいと思います。 議案第 208 号「非農地証明願について」、1 番から 4 番までにつきまして、非農地証明願について当農業委員会でその旨、発行するということに同意する方の挙手をどうぞ。 (全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。
事務局	議案書の 43 ページをお願いいたします。 議案第 209 号「あっせん譲受等候補者名簿登録申出について」、ご審議をお願いします。 申し出の内容を読み上げたいと思いますが、さきに受け付け番号 2 番と 3 番について説明をしておきますけれども、——さんと——さんはご夫婦であられまして、夫婦別々に登録かというところがあるかと思いますが、ご本人方の意向によりまして、売買の際に夫婦のどちらの名前でも譲受人になれるようにしておきたいというようなご希望から、お二方の申請が今回出ているということになっております。 【議案書に基づき読み上げて提案】 以上でございます。
議 長	今、事務局で説明したようなことで、あっせん譲受等候補者名簿登録申出が出ております。この方において何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。
19 番	会長、いいですか。

議 長

はい、どうぞ。

19番

2番、3番の——さんですけれども、1週間ぐらい前に会って、お話を聞いたところ、T P Pで豚の関税、差額関税制度ですけれども、今、ようやく32円から50円ぐらいまで10年から15年で下がるというので、養豚からむしろブロッコリーのほうに営農累計を重点化したいという、そういう考えのようでございますので、ぜひこのあっせんの譲受候補者としてご承認願いたいと、私のほうからお願いをいたします。

以上です。

議 長

1番の——さんの件については、何か相談を受けられたというか、その事情を知ってある方がありましたら。なければ、いいです。事務局。

事務局

——さん、この方は82歳という高齢なんですけれども、先月、あっせんの買い入れ希望地域の変更ということで——さんという方が上がってきたのを覚えていらっしゃる方がおられると思います。福岡市のほうにもかなりの農地を持っておられまして、——さん名義、そして——さん名義での農地がまだかなりあるそうです。柴田幸子さん名義の福岡市の農地が売れた際に、買いかえというか、代替地として糸島市のほうで取得する際に、まだまだ——さんの名前で買わなければいけないこともあり得るだろうということで——さんで登録をお願いしたいということで聞いております。

議 長

特にご意見がないようでございますので、質疑を終了したいと思います。

この3名の方につきまして、登録することに同意する方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

議 長

次に移りたいと思います。

事務局

議案書の44ページをお願いいたします。

議案第210号「農地移動適正化あっせん申出一覧表」について、あっせん委員の選任、並びに譲受候補者の選定をお願いしたいと思います。

あっせん申出の内容を読み上げます。

【議案書に基づき読み上げて提案】

議 長

それでは、この方は住所が加布里でございますけれども、農地の所在は旧志摩町に4筆ということでございますので、農地のあるところを優先しまして小金丸義文委員と内野敏一職務代理者と三坂洋子氏にお願いしたいということでよろしいですか、3人で。それでは、そのようにしてもらいますので、少し時間をとりたいと思いますが、譲受候補者を上げていただきたいと思います。その間、しばらくまた暫時休憩したいと思います。

(休 憩)

議 長

再開したいと思います。

それでは、あっせん委員の方、候補者を上げてください。どうぞ。

5 番

5番三坂です。芥屋のほうは小金丸委員が欠席ですけれども、——さんということで連絡があったそうです。

あとの小富士の分は——さんでお願いします。

議 長

それでは、事務局から確認をしてください。

事務局

受け付け番号198番の——さんからの申出について、あっせん委員を小金丸義文委員と内野敏一職務代理と三坂洋子委員にお願いをします。

譲受候補者のほうは、芥屋の中島2138-1について——さんです。志摩小富士の3筆につきましては——さん。

以上です。

議 長

それでは、よろしくをお願いしたいと思います。

議 長

次は。

事務局

議案書の47ページをお願いいたします。

議案第211号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取につい

て」、ご審議をお願いいたします。

なお、資料につきましては別紙でお配りをしておりますので、ごらんください。

議 長

それでは、農業振興課、提案をよろしく、どうぞ。

農業振興課

議案第211号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」、別紙にてご説明差し上げます。資料1ページ目から3ページ目のほう、今回の申請は更新のみの13件となっております。

それでは、早速、1ページ目より概要について読み上げさせていただきますので、よろしくお願いします。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、13件についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議 長

今回、13経営体について経営改善の申出が出ておりますけれども、それぞれの経営について何か皆様方からご意見いろいろありましたら、どうぞお願いいたします。西原調査部会長。

11番

済みません。ちょっとお聞きしたいんですけど、一番初めの——さんの分で作業受託を稲刈りも作業受託されるようになっていきますけど、機械が書いてないちゃばってん。

議 長

農業振興課。

農業振興課

こちらですね、恐れ入ります。機械利用組合のオペレーターとして作業受託を行うということでしたので、今回、コンバインについては機械利用組合のほうを使うということでした。（「委託やろ」と言う者あり）委託ですね。申しわけありません。こちらは受託になっておりますが、作業委託を受けられるということで。

議 長

ちょっと文言を訂正してください。

ほかにどうぞ。岩崎委員。

27番

27番岩崎です。12番なんですけれども、稲留ということで前のほう書いてありますけれども、こちらの提出されている場所等は下山門なんです、（発言する者あり）

農業振興課 12番の——さんですが、住民登録地は現在福岡市のほうにお住まいです。ただ、実際に営農されている農地のほうが稲留のほうにございまして、稲留で農業に従事されておりますので、今回、福岡市にお住まいで通作という形で糸島市のほうで認定農業者の申請をいただいております。

議 長 これは、ほんなら属地主義。

農業振興課 はい。現在、どちらのほうで農業を営まれているかという場所でのご申請という形になってきます。お住まいがたとえ福岡市でも営農地が糸島市であれば、糸島市でご申請していただくことが可能です。

議 長 可能って、そうしなきゃならん、どっち。

農業振興課 たまに福岡市にも農地を持っておられて、糸島市でも農地を持っておられて、どちらでも経営をされていらっしゃるとかという場合があります。この場合は2カ所でご申請される方おられますし、もう福岡市だけとか、糸島市だけとか、選んでされる方もおられます。ですので、この申請書の欄に参考で他市町村の認定状況という項目が実はあります。ここがそういった場合ですね、ほかの市町村でも農地をお持ちになって営農されていらっしゃる場合、そちらの市町村に認定を受けてあるという可能性がある方も中にはおられますので、ちょっとこういったところを参考として入れております。

議 長 そういうことで、別段これが違法だということにはならないということでございます。

ございませんか。何か。岩崎委員。

27番 もう1つ。6ページなんですけれども、私、イチゴをつくっておりますので、すぐイチゴに目が行くんですけれども、——さんの分なんですけれども、イチゴ20アール、2.5トンというのは、これは総量の2.5トンなんのでしょうか、それとも、これは反収2.5トンなのかという疑問。

農業振興課 こちらはイチゴについては収量がやはり上がらないということでご本人から聞き取りを行っております。ですので、総量ですね、2反での2.5トンです。ですので、ご本人も今回4.5トン、総量ですね、目指したいということでこういう計画になっております。

議 長 この方は水稻と麦の作付もかなりされてあるので。

ほかにどうぞ。林委員。

25番

25番林です。13番の——さんのことでお聞きしたいと思いますが、一応認定農業者ということであれしとるんですが、現在が150万円の所得ということで、将来は450万円となっていますが、これ私たち、前、何か認定農業者になるときは最低の何かこれ以上所得がなからんと認定農業者になれないというふうな基準があったと思うんですが、そういうとは今どうなっているんですかね。質問です。

議長

農業振興課。

農業振興課

以前はそういった基準があったかと思うんですけども、今現在はご本人様のやる気、それから5年後、将来的に目標とされる金額を達成する見込みがあるというところで認定をさせていただくようになっております。今回、確かに現在の所得として150万円程度ということでご申告をいただいております。実際、個数が自己農地などがあってちょっと減ったというのがあって、現状値がちょっと低いということになっておるということを確認しております。もともとこちらの牛舎、堆肥舎等は規模も大きくて80頭までは飼育可能な牛舎をお持ちですので、今から少しずつ減らして個数をふやしていきたいというお考えをお持ちですので、今回、申請を受け付けております。

議長

いいですか。

25番

はい。

議長

ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議長

なければ、質疑を終了したいと思います。

議案第211号「経営改善計画の認定の件でございますが、当農業委員会としてその認定計画を同意する方の挙手をどうぞ。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

議 長

それでは、次に移りたいと思います。

事務局

議案書の４８ページをお願いいたします。

議案第２１２号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、ご審議をお願いいたします。

なお、説明は事務局の田中のほうからいたします。

議 長

それでは、事務局どうぞ。

事務局

本来でしたら、この農用地利用集積計画の報告につきましては市長名で行いますので、農業振興課が報告の事務を担当しておりますけれども、今回の案件につきましては農業振興推進機構を中間保有者とした売買等の事業に基づき行われることでありますので、実際の契約事務につきましては農業委員会のほうが中心に行っておりますので、こちらから説明させていただきます。

今回の決定をいただきましたら、２月２５日をめどに公告を行いまして、その時期をもって推進機構のほうに所有権を移転するというものであります。

【議案書に基づき読み上げて提案】

以上です。

議 長

そういうことからして県の農業振興推進機構が譲受人という予定の件でございますが、皆さん何かございましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

なければ、質疑を終了したいと思います。

この件につきまして許可と思われる委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

はい。

議 長

それでは、次の議案に移りたいと思います。

議案書の49ページをお願いいたします。

「農地改良届事務処理要領の改正について」ということで議案を提案いたします。内容は別紙でお配りをしております。A4の縦長のほうでページ数が10ページに及ぶものでございます。そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、提案の内容でございますが、農地改良届事務処理要綱内規の一部を次のように改正し、平成27年2月6日から適用するというものでございます。

題名を次のように改める。農地改良届事務処理要綱。

2番、要件の5号のうち「おおむね」という言葉を取り、また、ただし書きを削る。

3番の例外の規定を削り、番号4番を3に、5番を4に繰り上げる。

理由は内規の一部が平成5年12月1日付、福岡県農政部長名通知「一時転用許可申請及び農地改良届等の取扱いについて」に反しているため、これを改善するものであるということで、1ページの議案はよく内容がわからないということになろうかと思います。こういった規則の改定の書式に従っておりますので、こういうスタイルになります。

中身を説明いたします。

まず、2ページをお開きいただきますと、説明と書いたところに経過、問題点、それから県の考え方、こういうのをまとめております。

まず、農地改良届処理要綱内規というのが糸島市の農業委員会の事務処理規定ということで存在しております。ただ、この内容が県から出されております通知の内容に合っていないということが判明いたしまして、これを継続して適用することに支障を来すということから、きょう改正の提案をしておるところでございます。

いつからこの内規があったのかというところは明確には確認できませんでした。ただ、当時の職員のほうから聞きましたら、平成8年度には既にあって、それが現在も引き継がれているのではないかとということでございました。

問題点でございます。農地改良届処理要綱内規というもののの中に県の、先ほど――の案件で説明をいたしました農政部長名通知なんです、施行面積が10アール以内であればという県の通知でございます。本来は農地転用の許可申請が要るけれども、施行面積が10アール以内で、かつ造成高が1メートル以内であれば、農業委員会のほうに改良届を出せばいいという通知の内容でございますが、市の内規としましては、50センチ以内であれば、30アールまで農業委員会への届出でよいという内規が存在しております。ただ、これにつきまして県のほうに確認しましたがけれども、そういった内容での農地改良届出を認めるということは県としては考

えていない、そういった基準は県としては持っていないということで、はっきり否定をされてしまいました。

もう1つ、例外規定の中にあります、さらにですけれども、造成高が10センチ以内であれば土壤改良届を出せば、農業委員会の承認も不要となるというのがこの内規の中にあるんですが、これについても県としてはそういった考えはないということでございます。

それで、事のいきさつははっきりしませんが、今後この取り扱いをやっていくということは問題が大きいということで、本日、改正の提案をさせていただいておるということでございます。きょう採決いただければ、あしたから事務処理は改正をしたいと思っております。

具体的な部分でございます。3ページをごらんください。

改正前と右上のほうに書いておりますページでございますが、少し太い文字にしてアンダーラインを引いておるのが改正をする場所でございます。

まず、表題、テーマのところでございますが、農地改良届の次に「処理要綱内規」というふうになっております。ただ、この「処理要綱内規」というのは要綱と内規が重なっております、余りこういった名前はございませんので、今回、変えたいということで、次の5ページをごらんください。「処理要綱内規」の部分を「事務処理要領」というふうに変えるとすっきりするということを考えております。

また、3ページにお戻りください。

2番、要件の⑤番のところに太文字で「おおむね」ということをアンダーラインしております。その次、ただし書きから認めるものとするまでの1文、太文字でアンダーラインをしておりますが、県の通知には施行面積が10アール以内であることという規定になっており、「おおむね」という言葉はありません。「おおむね」というと、おおむねというのはどのくらいを指すのかということがまた問題になりますので、曖昧な表現はよくないということから、この「おおむね」を削除したい。

それから、先ほど言いました、「ただし、造成高が50センチ以内である場合、施行面積は30アールまで認める」と、この規定についても県はこういう考え方はないということでございますので、このただし書きの1文を全て削除したい。

その次でございます。3番の例外のところ、これも文章全て太文字とアンダーラインをしておりますように、10センチ程度であれば、土壤改良届で農業委員会への承認なくして処理するという点についても、県にこういった考え方はないということでございますので、3番の例外についても全て削除をしたい。

残る4番、5番、6番という分については、3番がなくなることで4番が3番に、5番が4番に、6番が5番ということで、番号を繰り上げてお

ります。

こういった内容でございます。

5ページの改正後を見ていただきますと、今、申し上げましたところが訂正をなされた後になりまして、表題が変わったということと、2番要件の⑤番のところが「おおむね」が除かれて、施行面積が10アール以内であることというふうに限定された。ただし書きが削除されたということでございます。その下に書いております例外規定削除というところでございますが、改正前には3番例外というのがありましたけど、この例外規定については全て削除するというところでございます。

7ページをごらんください。

先ほども見ていただいた認定を免除された県の農政部長名の通知でございますが、これの下記のところの2番でございます。「次の要件を満たすものは、農地改良行為として農業委員会への届出により処理してさしつかえない」というところにその基準が示されておるんですけども、アの要件のところは6番までございます。みずからが施行する農地改良行為であったり、良質土のみを使うということであったり、施行期間が3カ月以内、施行面積を10アール以下、造成高が1メートル以下、6番では3年間は農地としての耕作の用に供するという条件がございしますが、この中に市の農業委員会で適用してありました50センチ以内であれば30アールまでオーケー、それと10センチ以内であれば土壤改良届でいいということは一切この県の通知の中にございせんし、県のほうに確認をしてもそういった考え方は今までもこれからもないということでございますので、今回、この改正をさせていただきますと、県の基準どおり、1メートル以下、10アール以下の基準でなければ、農地改良届として農業委員会の処理はしない、それを超えるものについては全て県のほうに農地転用許可申請を出していただく、そういう手続に変えたいというのがこの213号の提案の理由でございます。

ご審議のほうをよろしく願いたいと思います。

議 長

この旧態依然のほうがなぜ存在したかということについては、なかなかそれを追跡することは大変でした。既に我々がおったとき以前からみたい、旧前原市の場合ですね。旧二丈の場合もこれと同じような文書が存在しとったということもわかっております。それで、県の基準に合わせることから、この議案になったわけでございます。ちょっと以前と違うような取り扱いをしたいということです。皆さんの議論をお願いしたいと思います。岩崎委員。

27番

27番岩崎です。質問させてください。そういうことになると、例えば、ハウスに10センチの場合でも1反を超えた場合には一時転用の許

可を得なければいけないということになるわけですか。

それともう1つ、「おおむね」という言葉がありましたけど、今まで1メートルに関しては、例えば、120から80センチぐらいの盛り土をしたときにはその平均をとって1メートルというふうな考え方であったというふうに思っておりますが、そのあたりの「おおむね」は今度の場合の「おおむね」を削除した分はどんなふうに変わってくるのかということをちょっとお伺いしたい。

議 長

2つの項目について。

事務局

まず、1点目のハウスなどで10センチほど施肥とか、土壌改良したときに農地転用の許可申請を出さなければいけないのかという部分でございますが、そのまま質問を受ければ、出さなければいけないと答えるしかないと思います。ただしですけれども、臨機応変という言葉はよくないかもしれないけれども、農業者のスペシャリストの農業委員さんから見られて、かつこの県の規定、基準、農地法を熟知された上で、助言として、その程度は許可を受けなくてもいいんじゃないかというところは農業の常識の範囲の中で考えられていいんじゃないかと事務局としては思っております。しゃくし定規に言えば、もう許可を受けなくていいということはできませんけれども、その程度に応じて許可申請出すにはかなりの手間と労力がかかりますので、この程度はまあいいのではないかというところは常識的な許容の範囲というのはあるんじゃないかというふうに思います。明確なお答えではありませんが、質問としてお尋ねされると、理論上は1メートル、それから1,000平方メートル以下でない限り、許可申請が要するという理屈になります。済みません、曖昧な答えですが、そういったことです。

それから、「おおむね」という言葉がなくなり、1メートルと1,000平方メートルの確認をどう行うかというところでございますが、これも県のほうにまだ明確な規定、条文がありませんので、その都度、確認をしなければいけないと思うんですが、仮に先ほど申し上げられましたような120センチが一番高いところで、一番低いところが80センチ、そこに斜めに向かって傾斜があると、斜めの傾斜があるという場合にどう判断するかというところは、また、その事案が出れば、県の農林に個別に確認をしますが、参考までに市の地形形状変更を規定する条例というのがございまして、そちらも1メートル以下、1,000平方メートル以下という基準がございまして、この市の条例のほうは明確に考え方が示されておまして、1メートルを超える部分が1,000平方メートル以上あるかないかで判断するというところでございます。つまり、斜めになっている場合は一番高いところと一番低いところの縦覧図を描いていただいて、その上に平

面図を描いていただきます。そして、120センチが一番高い、80センチが一番低い、斜めに線を引いて1メートルの高さのところに点を打ちます。その点のところを平面図に当てはめて、平面図上に直線を引き、1メートルを超えておるラインを求積しまして、1,000平方メートル超えておれば条例の適用を受ける、1,000平方メートルを超えていなければ適用を受けないという考え方を市の条例のほうは持っておりますので、恐らく県のほうもそういった考え方ではなかろうかと思いますが、平均なのか、そういった超えておる実面積なのか、その辺はまた個別に確認をしていきたいと思います。現在、そこは確認をしておりませんので、確認をして次回の総会で回答したいと思います。

以上です。

27番

「おおむね」ということを削除したことによって変わる部分は今回あるんですかということ。

事務局

「おおむね」という言葉を削除するのは市の内規の部分でございまして、県からの通知には最初から「おおむね」という言葉はございませんでした。それで、市のほうは「おおむね」という言葉の意味を大体1割から2割というような解釈をしておりましたが、今回、「おおむね」という言葉が消えることで、厳密に1メートル以下なのか、そうでないのか、1,000平方メートル以下なのか、そうでないのかというふうに、1メートルと1,000平方メートルを基準に判断を厳密にするということに変わります。

議長

田原委員。

13番

13番田原ですが、今の局長の説明を聞きよったら、地形審の場合は斜めになったら1メートル以上になるのがどれだけあるかで判断するということになって、ということは、例えば20アールの中で1メートル以上が半分として10アール、それは申請せにやいかんばってん、半分は届出でよかというふうになったら、何かそれこそ曖昧になりやせんかいな。極端な言い方したら、30アールであっても1メートル以上が10アール超さんやったらいいとかというごたる判断になってくるごた気のするっちゃが。それはないとかいな。ちょっと今んとはわからんやったけんが……。

事務局

済みません、地形審の関係で言うと、そういう考え方でありまして、たとえ30アールの改良工事であっても、その工事の内容が1メートルを超える部分と1メートルを超えない部分があったとしたら、1メートルを超える部分が1,000平方メートル以上あるかないかを面積を求積して出

して、1,000平方メートル以上、1メートルを超えている部分があれば、全体に対して市長の同意を求める申請を出す。で、そうでなければ、出さなくていいということになってくると思います。

13番

結局、地形審とこの農業委員会の申請、届出というのは、別物にせんと、地形審のそのやり方を持ってきよったら、それこそ曖昧になりやせんかいなと思うとですたい。やっぱり届出は届出で、とにかく10アール以下しか認めんよっていうことをはっきりしとかんと、今のごたる言い方しよったらね、結局、なら、どこまでが1メートル以上にならんときは10アールを超えたっちゃよかごたる捉え方になってくるっちゃないかな、自然と。だけん、もう、今、これが規定で県に準ずるということを決めた以上は、もうそれはそれでどういう状況であっても10アール以上はだめですよというをはっきりしとったほうがわかりやすいっちゃないかいなって私は思うとですよ。地形審のごと、30アールの中でこうして10アールしかなかったけん、そしたら、地形審の場合は30アール全体をそれでそれと見ますよと、そして、市長決裁になりますよということでしょうが。そればってん、農業委員会の場合は、あくまでも10アール超したらいけませんよっていうことを今、採決したなら、そして、1メートル以上は申請ですよと決めた以上は、やっぱりそこははっきり線引きとったほうがわかりやすいっちゃなかかいなって私は今、聞きよって思うたとですが、どげんですかいな。

事務局

済みません。ちょっと確認ですけど、（発言する者あり）ちょっと打ち合わせ。

議長

事務局。

事務局

済みません。私の説明がまず根本的に間違っておりました。田原委員がおっしゃっていることがそもそも正解でございます。県の農政部長の通知でございますが、7ページにつけております、四角く囲んでおるところに、次の要件を満たすものというふうに、全て満たすものという意味で書かれておりますので、（4）番の施行面積が10アール以下であることということと、（5）番の造成高が現況より1メートル以下であることというのは、6つの条件の1つずつでございますから、これがもし満たされていなければ、県への許可申請が要るということが言えますので、先ほど地形審の話をしたので、全く関係のない基準をもとに説明しましたので難しくなってしまうかもしれませんが、地形審のことは忘れていただいて、県の通知どおりにいきます。つまり、施行面積が10アールを超えておれば、造成高が1メートルなくても農地転用の許可申請が要る、そして造成

高は1メートル超えておれば、10アール以下であっても、1メートル超えてあることで農地転用の許可申請を出していただくということで、それぞれ全てを満たしていないと、農地改良届は出されない、転用許可が要るということで事務処理をしまいます。おわびをして訂正させていただきます。

19番 会長、ちょっといいですか。

議長 はい。

19番 19番の高武ですけれども、この趣旨が、ここに書いてあろうが、趣旨。これが非常にわかりにくいんです。だから、上のほうの3行目は省いて、平成5年12月1日付、県農政部長名通知云々についての趣旨に鑑みて、次の要件を満たしているものは届出とすると書けば、はっきりわかる。1から8までに該当するものは全部届出でいいですよという話になる。さっき局長が説明したようなややこしい説明はもう要らんわけなんです。

議長 上の3行目、4行目にかかるところもありますけれども、それがややこしいというふうな意見でございますけれども、どうでしょうか。

3番 会長、いいでしょうか、その件について。

議長 はい。

3番 3番井手です。私、個人的な意見といたしましては、もうこのまま載せても構わないと思います。

それと、あとこれに書いてありますように、生産過程における肥培管理等を行う点の、この文章はこのまま載せるべきだと思います。

以上です。

議長 今ちょっと中断をしておりますけれども、上の3、4行を抜けるか抜けんかというようなことでございますけれども、2つの意見がございました。ですから、意見の多かったほうに決着をしたいと思います。

このままで持っていこうという、ほかのことはもう全て承知であるならば、このままで持っていこうという案に賛成の方の挙手をいただきたいと思います。（「ちょっと質問あったとぼってんな」と呼ぶ者あり）そんなら、ちょっと今の取り消し。

25番

こまい話なんです、5ページの要件の中で「おおむね」を削除するというふうなことでございまして、改正後のところで8番が「工事施行後おおむね3年間は農地として耕作の用に供する計画であること」ということで、「おおむね3年間」で書いてあるわけでしたいね。そいけん、この「おおむね」というのはもう削除した方がいいかなんかと思うんですが、全て「おおむね」を抜けたらですね。そういうことから、「おおむね3年間は農地として耕作して」、この「おおむね」というのはあやふやになるんじゃないかなんかと思う。そういうふうな質問です。

事務局

同じ「おおむね」という言葉で抜けたらつけたらという話なんですけど、こちらが7ページごらんいただきましたら、県の通知の中についているんですよ。四角枠の中の2番の(6)番で「おおむね3年間」というふうに、ここは「おおむね」がついているんです。それで、県のほうと合わせるという意味で、そのままにしておくようにしたんですが、恐らく高さとか、広さっていうのは明確に判断がしやすいけれども、期間というものはなかなか農業をしていく中で3年間だから、はい、だめというふうに言いにくい部分があるということではないかというふうに解釈をしております。県と同じ基準に合わせておるとというのが実情でございます。

25番

わかりました。小さなことで済みません。

議長

はい、どうぞ。

15番

15番吉原です。この要件のところなんですけど、実際、私たちのところ、施設園芸長いもんやけんですね、花屋さんあたりでも客土じゃなくして、もともとあった土を表土をはいで、そして、違う土と入れかえをしてあるところが結構あるんです。その場合でもこの農地改良届は必要、高さは変わらんで。

議長

今ある土をはいで、そしてまた、新しい土を入れる。

15番

大体高さはあんまり……

議長

ほとんど変わらん。

15番

変わらん場合もあるし、やっぱり若干高くなる場合もあるんです。今までそういう何か届出を出しよるという話を聞いたことがないけんですね。

議長

ハウスの中がトータルして、ハウスの中と外とありますけれども、ハウ

スの中が10アール以内で大概おさまりよるですか。

15番 いや、多分10アール以上あると思いますね。1枚の連棟やったら、広い人は2反とか、3反あるようなところもあるしですね。

それと、もう1つは、例えば、これが10アールになっとるでしょう。施行期間が3カ月になっとるでしょう。例えば、3反のハウスがあつて、じゃ、10アール以内ということで、10アール以内の分だけを取りあえずして、また、3カ月後にその横をしてというとは……。

議長 それは可能じゃろう。

15番 いいんですか。

議長 それは可能だというふうに判断したほうが営農条件から考えりゃですね、もう区切つてされることについてのほうが、ほかの例えば、要件、土砂が流れやすいとか、それから周りに影響が少ないとかを考えれば、区切つてしたほうがその要件の中に合致するというふうに判断されるんじゃないかなというふうに私は考えます。

15番 高さが変わらんでも、やっぱり届出は必要ということなんですか。

議長 高さが変わらんなら、そこら辺はもう私はいいんじゃないかと思いますけれども、皆さんどう思われますか。高さがもう前と同じなら（発言する者あり）いいっちゃないかな。これは私が思っている、皆さんがどう思つてあるかしらんばってん。

27番 さっきの話の続きと一緒に思うんですけど、どこで誰が判断するかということです。例えば、農業委員会に聞いたとき、これはよかとかばいと言うていいのか、事務局のほうまで行って、そこをとめてくれというのか。私たちがそのところも大体でいいけん、いいばいという、そういう判断をしていいのかというところが……。

議長 今、ここで小さなことまで私も質問が出るとは思いませんでしたが、そこまで考えざるを得んかなと思っております。それで、もう少し詳細な内容についてはこちらで一応想定をして、県のほうに質問を送って、そして、回答をもう一回詳細に分析しようということで事務局からあつておりますので、これはもう継続で今回はさせていただきたいと思います。そして、まだこれと違うようなケースの場合はどうしようかということになりますので。

今、事務局と打ち合わせをしておりましたけれども、県の指導の部分とこの糸島市がそもそも違う文書の中で取り扱いをしておるわけでございます。例えば、あしたからそういう申請があった場合、県と違う部分で受け付けをしなければならないというふうな事態が発生をします。それで、事務局と相談をしましたけれども、そういうことを想定して、とりあえずこの事務処理要領を承認していただいた後に、そういう小さなことと言いますと、語弊がありますけれども、その詳細についてそれぞれ県と打ち合わせをしながら皆さんにその都度というか、報告をして、そして皆さんで共有してこういう最終的に文章をまとめたいと、その部分については、そういうことでいいですか。

事務局

はい。

議長

それで、この30アールということと、造成高50センチ以内であるというふうな、この⑤番を、改正前の部分を削除するというふうな、「おおむね」も含めて削除するということで、とりあえずこの改正後の5ページに持っていて、小さいことではありますけれども、今、意見が出たのを打ち合わせをしながら、次の総会をめぐりに持っていきたいと思っております。そういうことで了承をしていただければ、事務局もあしたからでも受け付けにこういう総会で決定をしましたので、申請者の方には公平に、公明で接したいということです。

それでは、そういうことで一応この改正後の5ページを上げております。これに同意される方の挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきますし、また、今、発言のあった部分につきましては県と相談をしながら皆さんに統一的な考えを報告させていただきたいということで、後でその文書を作成というか、明らかにしたいというふうに思っております。

それでは、予定しておりました議案の部分につきましては、ここで終わらせていただきますけれども、6のその他につきましては、取り下げについては読んでいただきたいと思いますと思いますが、あと6番の3番、農地対策委員会A班の報告をどうぞ。

2 番

それでは、農地対策のA班の報告をいたします。

1月19日に現地調査をいたしました。

番号1番については、先ほど第4調査部会が言われましたとおりで、私たちも19日に行って、直接指導なりして、そのときは県と協議して、即

工事の中断、また、県からの指導をするようにというふうなことでしております。そういうことで、今回、第4調査部会できょうのような運びになっております。

受け付け番号2番の井田原につきましては、これは平成26年の7月に3条許可で認定されてありましたが、その後、全然耕作されていないということで見に行きました。そのとおり全然何もしてなくて、もう放置状態でありました。そして、話を聞きますと、手付金は支払ったものの、残金は払わないで売買契約が無効となったというふうな情報も入りまして、——さんのほうはもうそういうことであるので、また別な人に売りたいというふうな希望がありました。その確認は、その契約売買が無効になったかどうかというのがまだはっきりわかっていない、情報だけということでありましたので、双方に聞きまして、営農計画の確認等をしていきたいというふうに考えております。

次に、番号3番の、また、これも井田原のほうなんですけれども、——さんの経営してある、所有者も——さんなんですけれども、微生物農法の認証機構ということで、そこに貸してあるということでしてあったんですけれども、そこもまだ全然手がつけておられなくて、耕作放棄地状態ということで、——さんにまたもう一回営農計画の確認と指導はしていきたいと思っております。

以上です。

議 長

それでは、継続的な指導が必要であると思います。

次に、4番の農政対策委員会報告をどうぞ。

3 番

1月27日に農政対策委員会を開催いたしまして、協議いたしましたので報告いたします。

平成27年度の先進地視察について、日程は7月13日から17日までの間に1泊2日で行きたいと思っております。

視察先といたしましては、四国方面を計画しておりまして、詳細につきましては私と事務局で決定というか、一任を受けておりますので、決めていきたいと思っております。

視察のテーマといたしましては、耕作放棄地対策ということです。

次に、平成27年度の行事予定と日程について、主な行事を次のとおり実施することとしました。

糸島猟友会等との意見交換会を7月8日の総会終了後に行いたいと思っております。耕作放棄地対策として有害鳥獣駆除が重要でありますことから、新規にこの意見交換会を計画しました。

次に、先ほども言いました先進地視察研修を7月13日から17日までの間に1泊2日で行います。

続きまして、市長との意見交換会を8月6日の総会終了後に計画いたしております。

次に、認定農業者連絡協議会、農業女性の会、代表農区長との意見交換会を11月6日の総会終了後に計画いたしております。

それと、農地改良届事務処理要領の改正についてということで、ただいま皆様方から承認いただきました。

次に、4の農業委員選挙関係日程についてということで、糸島市選挙管理委員会事務局に予定を確認いたしまして、下記のようになっております。

任期満了が平成28年1月31日。

立候補予定者説明会が平成27年12月21日の週ということになっております。

それと、事前審査が平成28年1月7日。

立候補届出日が平成28年1月17日。

選挙日が28年1月24日ということになっております。

最後に、農業委員お別れ旅行については、お別れ旅行委員長の平野利延委員のほうから報告をお願いします。

17番

それでは、お別れ旅行についての説明をしたいと思います。

まず、行き先は国内か海外ということで一応海外ということになっております。そして、場所につきましては3月5日の旅行委員会を行いまして、その結果を4月6日の総会にて皆さんで、多数決で決定したいと思います。

日時は来年、平成28年の1月9日から16日、このときがちょうど選挙の日程がない、空いたところで行いたいと思います。

全員参加をお願いしたいと思いますので、今度、ことしの3月に土地改良の改選になってあります吉原委員のほうが退任する形になっておりますが、ぜひできましたら一緒に行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長

それでは、旅行委員の方につきましては3月5日にひとつ（「総会後かな」と言う者あり）総会前でひとつ前もっていろいろ案を出していただきたいと思います。

何か今までの説明の中でありましたら。

19番

会長、ちょっと1つ確認です。

議長

はい、どうぞ。

19番

19番の高武です。今、A班の報告の中の3番目ですね。——さんと微生物農法の認証機構、解除条件付きの契約ですね。賃貸借契約で、たしか地域との調和の5要件を入れといて、それを守っていなかったら解除するという契約内容だったと思うんですね。それに附帯して、法人ですから、1年に1回は貸借対照表と損益計算書を農業委員会に報告する、そういう契約内容だったと思うんですけどね。それは右のほうに書いてあるように、引き続き指導するという系図でいいんですか。

議長

2月3日に許可を受けてあります。それで、1年たつとうわけですがけれども、これは1年に1回の報告そのものも受けている（発言する者あり）出してない。まず、本人の弁明を聞いておいて、そして、早急に出すか出さんのかということの意見が、本人の考えもありましょうが、うちとしては厳正に対処すること、1回ぐらいは余裕を与えたいと思います。それからまた、その意見によって、考えによって厳正に対処したいと思っています。今から1カ月の間にはそのことについても取りかかりたいと思います。

19番

今、会長の発言でいいんですけど、この件はこの件として、そういう考えでまず処理をしていただいて、今、規制改革会議でこれを超えて、農地の取得の議論が起こっておるでしょう。だから、これはきちっとやっぱりしておかないと、県に外部から理由づけされますからね。せつかく解除条件付きで農地法で認めたんですから、その辺は私はやっぱりきちっとしていったほうがいいと思います。

議長

今回、現地に行って、その状況がわかったわけでございますので、今、許可から2日はたっております。早速、そのことについて着手したいと思います。

あと55ページの部分につきましては、また。

たくさん皆さんからご意見いただきました。議案の審議に若干滞りがあつたことをおわび申し上げます。

それでは、閉会を（「済みません。その前に一言」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

7番

きょうは済みません、おくれまして。一応認定農業者のほうから、このたび2月13日に認定農業者で耕作放棄地の事業をしてあつて法人化して野菜をつくって、資料はそこに置いて配つてあるとかいな局長。

事務局

これ5部いただいております。

7 番

そいけん、一応、そういうことで耕作放棄地を解消してから野菜をつくって、野菜の委託で、宅配でそういう法人でしてありますので、そこに今度13日に認定農業者の役員研修で行きますので、一応会議の中でもしあれやったら、農業委員会からも二、三名ぐらいもし来られる方があったら、ぜひとも参加していただきたいなということで、この前、認定農業者の会議の中で局長も一緒におって、そういう関連の事業をしてありますので、結構あちこちから受け入れが入れてもらっていますので、向こうの農業委員も結構力を入れてあるということでございますので、バスで行きますので、ぜひとも何名か来られる方がありましたら、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

議 長

そのことについては閉会后、局長が詳しく募集の話を聞いかけたいと思っておりますので、しばらくまだ帰らないで待機していてもらいたいと思います。

それでは、閉会の言葉を。

事務局

閉会のご挨拶を井手副会長よりお願いします。

3 番

長時間にわたりまして、慎重審議していただきましてありがとうございます。これをもちまして、第26回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

平成27年2月5日

議事録署名人

18番 井 上 和 雄

8番 永 田 春 喜

